

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 地域福祉とは

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に改められ、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられました。これまで福祉とは、多くの方が社会的に弱い立場の人々に対しての施策として捉えられていたかもしれませんが。この改正後の社会福祉法は、多様化する福祉ニーズに対応するため、子どもから高齢者まで、障害のある無しに関わらず、それぞれの差異や多様性を認め合い、地域住民が互いに連帯連携し心をつなぐという考え方で、すべての人が地域社会から疎外されることなく、地域の様々な活動へ参加することのできる社会の実現を目指しています。

こうした地域福祉の推進に向け、私たちは安心安全に暮らせる地域づくりを目指します。地域福祉とは、町民一人ひとりや家族が自ら生活課題を解決する努力、地域や町民同士の支え合いで生活課題を解決する相互扶助、行政が支援し生活課題を解決する、の考えのもと、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の解決に取り組む考え方です。

2. 計画策定の趣旨

七ヶ浜町では、全国的な少子・高齢化の到来や、核家族の一層の進展、家族形態の変化等により、地域における活力低下や住民相互のつながりが希薄化するなど、地域を取り巻く社会環境が大きく変わる中、平成21年3月に「七ヶ浜町地域福祉計画」（以下、第1期計画という。）を策定しました。

第1期計画では「まごころで支えあう地域のきずな」を基本理念とし、住民と地域と行政、そして社会福祉協議会等と連携し、地域福祉の推進に取り組んできました。しかし、その後本町においても少子・高齢化が進み、全国的な経済状況の悪化による生活の困窮、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能の弱体化が懸念されるなど問題が多種多様化しています。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらし、多くの尊い生命・財産を奪いました。震災を経験した私たちは改めて地域における支え合いの重要性を認識したとともに、全国から駆けつけたボランティアによる献身的な支援から、助け合うことの大切さを再確認することができました。

こうしたことから、改めて「年齢」や、「性別」、「障害の有無」などにかかわらず、地域における支え合い・助け合いの領域を拡大・強化し、すべての町民が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるよう、基本理念の「まごころで支えあう地域のきずな」を柱に、地域福祉を推進してまいります。

3. 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け等

本計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進を図るため、同法第107条（市町村地域福祉計画）に基づき、新しい社会福祉の理念を達成するため策定するものです。地域住民などの相互協力を推進するために、人と人とのつながりを基本として、地域で安心して暮らせるまちを目指すための理念と、本町の実情に合った地域の福祉力を高めるための施策について提示いたします。

また、本計画は本町の進むべき方向と望まれる将来像を掲げた「七ヶ浜町長期総合計画」を上位計画とし、「七ヶ浜高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「七ヶ浜町次世代育成支援行動計画」「七ヶ浜町障害者計画・障害福祉計画」「しちがはま健康21」「七ヶ浜町食育推進計画」の分野を横断する課題や総合的な施策推進の必要がある領域を受け持つ福祉の基本計画とするとともに、地域福祉の推進に中心的役割を担う社会福祉協議会策定の「七ヶ浜町地域福祉活動計画（第2期）」との整合性を図り、連携して進めることとします。

(参考) 社会福祉法（抄）

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

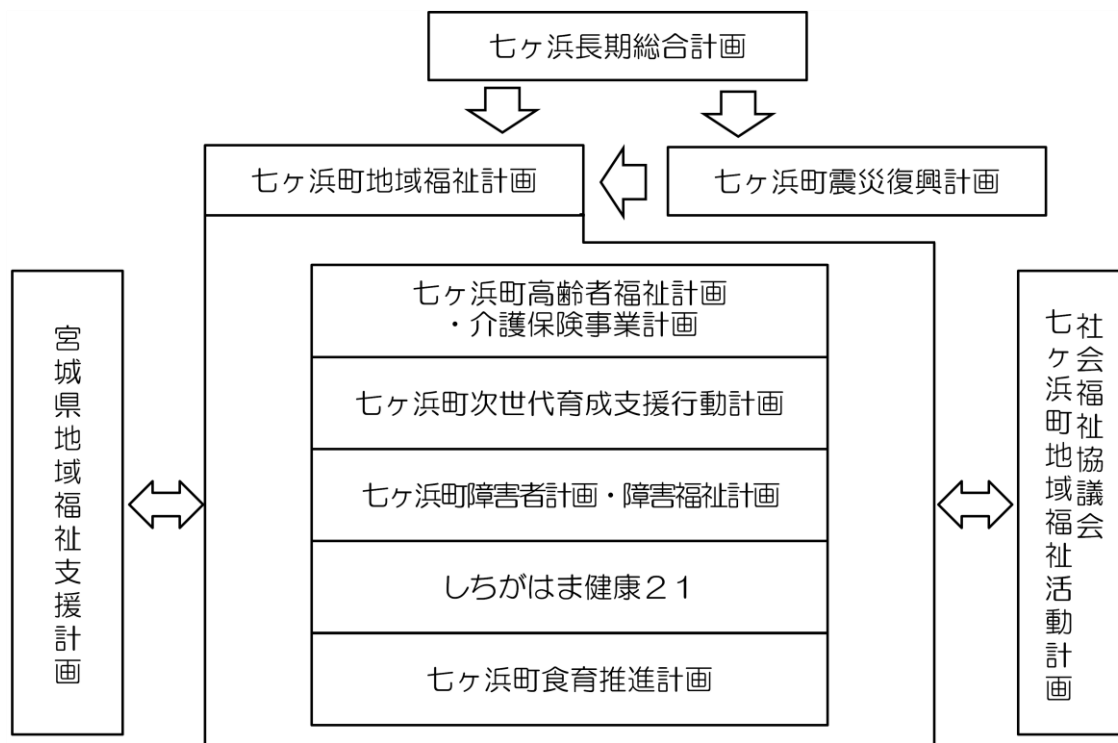
(2) 計画の役割

これまでの地域社会はさまざまな人・家族が支え合い生活してきました。しかしながら近年は高齢者の一人暮らしや核家族が増え続けている現状で、地域で支え合う力が弱まり、地域で支援するというかたちが少なくなっています。

七ヶ浜町地域福祉計画（第2期）は平成21年3月の第1期計画に掲げた基本理念・基本目標を引き継ぎ次のような役割を果たします。

- ※ 地域福祉行政を推し進める上で、基本理念や目標・考え方を示した総合的な行動指針としての役割を持ちます。
- ※ 地域福祉行政全体の中で、定期的に検討見直しを行いながら、緊急性や優先性を考慮し、調整を図る役割を持ちます。
- ※ 地域住民が主体となり、ボランティア団体やNPO等と連携しながら地域福祉に取り組む際の、考え方・役割を示す指針となります。

本計画と他の計画の関連図



■福祉関連個別計画一覧

七ヶ浜町高齢者福祉計画・介護保険事業計画 高齢者保健福祉と介護保険事業を総合的に進めるための一体的な計画	
計画期間	平成 24 年度～平成 26 年度 (3 ヶ年・平成 26 年度に平成 27 年度～平成 29 年度分を策定)
概 要	「健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜」を基本理念とし、「介護予防のまちづくり」「暮らしやすい福祉のまちづくり」「介護保険サービスの更なる充実」を基本目標に掲げ、基本施策・事業・目標値を盛り込む。
策定根拠	老人福祉法 介護保険法
七ヶ浜町次世代育成支援行動計画 安心して子どもを産み育てることができ、親子が健やかに成長できるまちづくりを推進するための計画	
計画期間	平成 17 年度～平成 26 年度 (5 ヶ年・平成 21 年度に後期計画を見直し)
概 要	「みんなで支える子育て・子育て支援の環境整備・子育て、親育ちの支援、子ども主体の健全育成」を基本理念として、基本施策・事業・目標値を盛り込む。
策定根拠	次世代育成支援対策推進法
七ヶ浜町障害者計画・障害福祉計画 障害のある人に関する施策を総合的に推進するための計画	
計画期間	平成 24 年度～平成 29 年度 (6 ヶ年) [1 期] 平成 24 年度～平成 26 年度 [2 期] 平成 27 年度～平成 29 年度
概 要	「地域で自分らしく、安心して暮らせるまち」を基本理念とし、基本施策を盛り込む。
策定根拠	障害者基本法 障害者総合支援法
しちがはま健康 21 (健康日本 21 七ヶ浜町健康増進計画) 健康づくりに関する施策を総合的に推進するための計画	
計画期間	平成 26 年度～平成 30 年度 (5 ヶ年) [1 期] 平成 19 年度～平成 24 年度
概 要	「町民一人ひとり、生き生きと元気に活動できる健康長寿の長い町を目指します」を基本理念とし、「元気と安心でつながる健康づくり」を計画の中心に掲げた。
策定根拠	健康増進法
七ヶ浜町食育推進計画 食育に関する施策を推進するための計画	
計画期間	平成 22 年度～平成 27 年度 (6 ヶ年)
概 要	「健全な食生活の実践を通して、心身の健康増進を目指します」「食を通して感謝の心を育み、豊かな人間形成を目指します」を基本目標に掲げ、行動計画・目標値を盛り込む。
策定根拠	食育基本法

4. 計画期間

本計画は、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの5か年を実施期間とします。なお、計画期間中に国の社会保障制度等の改正（見直し）が行われたり、経済状況をはじめ社会環境が著しく変化した場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

■計画期間

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
七ヶ浜 長期総合計画	→							
七ヶ浜町 地域福祉計画	1期	第2期計画（5か年）					第3期計画（予定）	
七ヶ浜町 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	→		→			→		
七ヶ浜町 次世代育成支援 行動計画	→		→					→
七ヶ浜町 障害者計画・ 障害福祉計画	→					→		
しちがはま健康21	→	→					→	
七ヶ浜町 食育推進計画	→			→				
七ヶ浜町 地域福祉活動計画	→			→			→	